

京都市教育委員会教育長訓令甲第7号

教育機関

京都市総合教育センター事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

第2条学校統合推進室の款に次の1項を加える。

伏見区向島小中一貫教育校開設準備室

- (1) 伏見区向島小中一貫教育校の開設に向けた計画立案に関する事。
- (2) 伏見区向島小中一貫教育校の開設に向けた調査研究に関する事。
- (3) 伏見区向島小中一貫教育校の開設に向けた連絡調整等に関する事。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)